

住民参加型福祉サービスに参加する住民に関する マンパワーの課題

Problem of the Manpower about Home Help Service by Citizen Participation

横山 順一

Yokoyama, Junichi

要旨

この研究は、住民参加型福祉サービスのマンパワーに関する課題に焦点をあて、地域外の社会資源の活用の可能性を論じている。現在、介護保険法改正で制度上地域支援事業の中に住民参加型福祉サービスが位置付けられているが、その担い手は高齢化と減少化という問題を抱えている。これらの原因を生み出す原因として、地域の連帯意識が希薄化した結果、次世代の育成が進んでいないことが考えられる。また、低い報酬と充実感が活動参加の動機づけにならなくなり、人材確保が困難になったことも一因である。

これらの問題を解決するための提案として、大学における課題解決型学習と地域貢献による地域外の担い手の活用に注目した。大学が関わることで、大学生が地域課題と直面できること、地域課題の解決に対して専門知識をもつ担い手になることができる可能性について指摘した。

キーワード：住民参加型福祉サービス 住民主体 担い手 互助 課題解決型学習

1 はじめに

2018年6月に萩市社会福祉協議会が主催した「平成30年度地域支え合い活動担い手研修会」において、萩市各地域の小地域活動の中から2地域での活動報告が行われた。筆者は研究実践の一環として、市内の住民自治団体と協働で地域活性化活動に取り組んでおり、聴衆の一人として本研修会に参加した。その活動報告で筆者の興味を引いた内容は、サービスの担い手そのものについての状況である。最初に報告を行った地区では、2018年6月末現在で51名が地域活動の担い手として活動しているとのことであった。年齢構成は30代から90代まで幅広いが、人数の内訳について質問をしたところ、30代は1名で、活動の主体は70代以上とのことであった。もうひとつの地区では、担い手人数が21名で、年齢構成の正確な詳細は分からないとしたものの、60代以上が主体であることは確実であるとのことであった。

筆者がこれらの報告から危惧したことは、「支援を必要とする住民に対して支援を行おうと

する住民の高齢化、次世代の担い手不足」である。各地域での実践報告を聞く限りにおいては、“団塊の世代が退職年齢に達し、新たに地域活動を担う一員として参画する可能性があり、地域活動を通じて自己実現を行うことも期待できる”一方で、“元気な高齢者が支援を必要とする高齢者を支える”という図式が強化されることによって、地域住民の様々な問題ではなく地域の高齢者が抱える問題に限定され、問題解決の焦点が高齢者の問題に特化されやすくなることも考えられる。

地域活動に関連する動きとしては、2015（平成27）年度の介護保険法改正で地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実があげられる。この改正によって、地域ケア会議の充実や生活支援体制整備事業が整備されることが求められ、コーディネーターの配置、協議体の設置等が制度化されることとなった。これらは住民参加型在宅福祉サービスの形で、住民相互の助け合い活動となっている。住民による組織の具体的担い手はその地域の住民、さらに言えば、現状ではその地域で比較的健康で地域貢献等を求める高齢者層が主体である。もちろん、行政、社会福祉協議会、NPO 団体、社会福祉法人等のサポートが加わることもあるとはいえ、基本的には地域内の住民による共助的解決が求められている。

住民の主体性に関して、全国社会福祉協議会が出版した「生活支援サービス立ち上げマニュアル①住民参加型在宅福祉サービス」の中でも、最も課題としていることはサービスの担い手不足であることが指摘¹⁾ されていながら、立ち上げに一番大切なことは「思い」²⁾ という精神論で補おうとする価値観がうかがえる。確かに地域活動に関わろうとする人たちの「思い」は重要な要素であるが、人口減少と担い手の高齢化という状況では「思い」を強調するあまり、数少ない高齢の担い手に負担過多になるのではないかと考える。ボランティアや住民等の支援・取り組みについては、現在の地域福祉の理念として認識されている「自助・共助・互助・共助」における「互助」として位置づけられている。本論では「互助」の確保が困難になってくることを念頭に置き、「互助」に変わる支え合いの形として、担い手の外部委託の可能性について考察を行なっていきたい。

2 研究方法

研究方法は、主に文献に基づいて、また厚生労働省等の公的機関が公表している資料に基づいて研究を実施した。なお、本研究では、個人のプライバシーに関わることは研究対象としていない。本研究では個人情報に配慮し、個人情報およびプライバシーに関する記述にわたらないようにした。

3 結果

(1) 介護保険制度改正にみる地域課題に対する住民参加の変遷

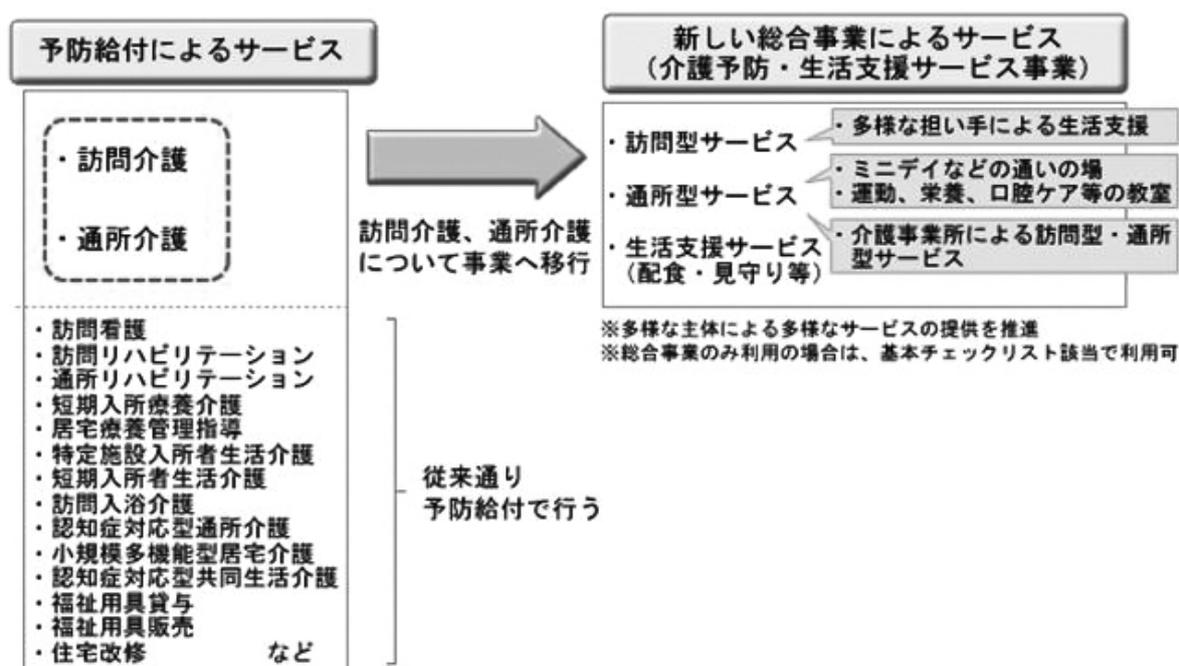
地域活動の担い手が特に注目されたのは、2015（平成 27）年度の介護保険法の改正である。平成 27 年度の改正に至る経緯の概要は以下の通りである。2008（平成 20）年 1 月に、当時の福田内閣が設置した社会保障国民会議の報告により、同年 12 月に「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた中期プログラム」が閣議決定されたことに始まる。以降、政府・与党における検討がなされ、2012（平成 24）年 8 月に、社会保障制度改革推進法が成立した。年金・医療・介護・少子化の 4 分野での改革の基本方針が明記され、介護保険に関しては、「介護サービスの効率化・重点化、保険料負担の増大の抑制を図る」とされた。改革の推進を審議する組織として、「社会保障制度改革推進法」施行から 1 年間の設置期限で社会保障制度改革国民会議が設置された。その報告を踏まえて 2013（平成 25）年 12 月に「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（プログラム法）」が成立し、制度改革の全体像と進め方を示したプログラム法を具体化するものとして、2014（平成 26）年 6 月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（以下、医療介護総合確保推進法）」が成立した。医療介護総合確保推進法は、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法等の関係法律について所要の整備等を行う」ことを趣旨とする法律である。2015（平成 27）年度介護保険法改正は、この法律を根拠に実施された。

この介護保険法改正の特徴は大きく 3 つに区分できる。

1. 要支援 1・2 の対象者について介護保険法定給付である予防給付の中から訪問介護と通所介護を外し、対応するサービスについて地域支援事業を再編成する
 2. 個別のサービスでは、通所介護の機能の改革、特に定員 10 人以下の小規模型については地域密着型サービスへ移行させ、今後新たな事業所開設については保険者の管理下に置く
 3. 特別養護老人ホームの入所対象者を原則要介護 3 以上にする
- ことである。特に本稿の問題意識から、1 の地域支援事業の再編成に注目したい。全国一律の法定給付であった訪問介護や通所介護については、新しい総合事業に移行することにより、介護事業所による既存のサービスに加えて、様々な主体によって多様なサービスが提供されることになった。その結果、利用者の選択の幅が広がることが意図された。さらに全国一律のサービスの種類、内容、運営基準、単価等によるのではなく、保険者である市町村の判断でボランティア、NPO、社会福祉法人、協同組合等の地域資源を効果的に活用できるようにしていくように見直され、地域の実情に合わせて、既存のサービス事業者の活用も含め、多様な主体による事業の受け皿の基盤整備を行うこととされた。

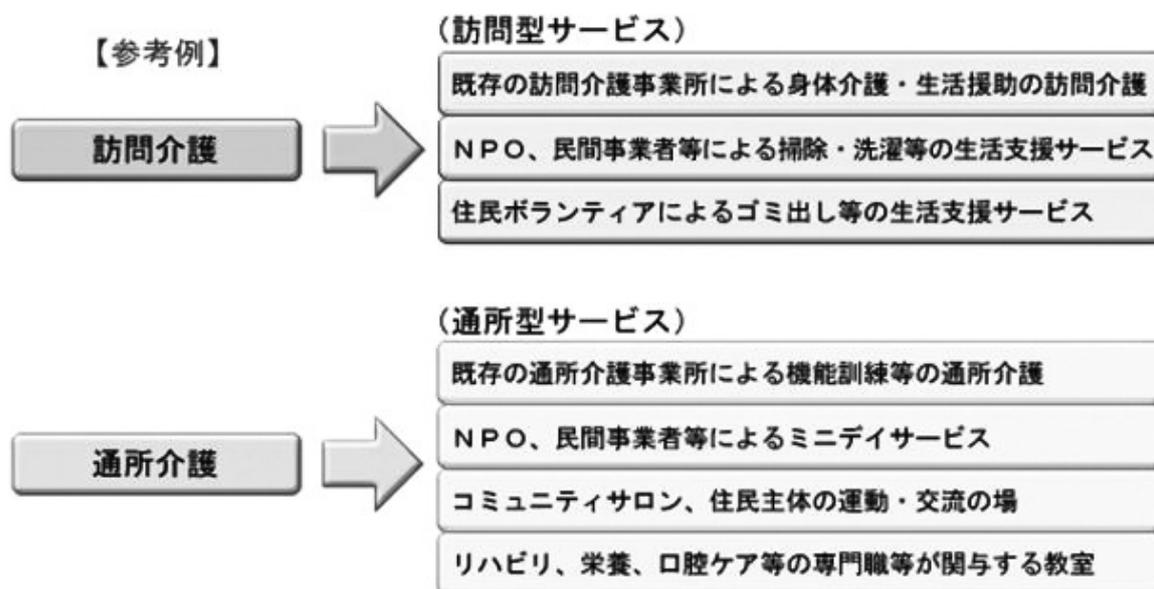
地域住民が行うサービスとしては、図1及び図2では、訪問型サービスでは住民の日常生活上の困りごとに対して、通所型サービスでは運動等の活動を通じた通いの場として、非専門的立場で行う生活支援サービスが期待されていることがわかる。

図1 要支援者の訪問介護、通所介護の総合事業への移行



出典 第52回社会保障審議会介護保険部会資料2「要支援者の訪問介護、通所介護の総合事業への移行（介護予防・生活支援サービス事業）」

図2 要支援者に対する訪問介護・通所介護の多様化

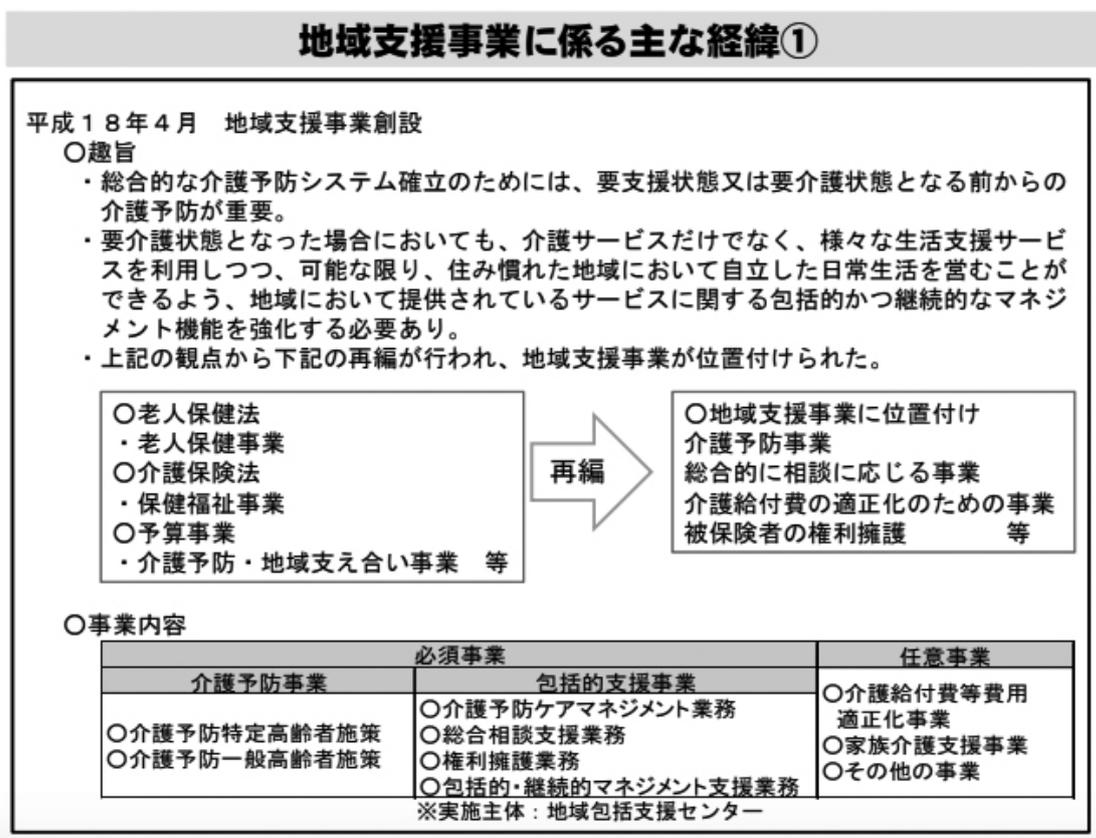


出典 第52回社会保障審議会介護保険部会資料2「要支援者に対する訪問介護・通所介護の多様化」

さらにこの地域支援事業の再編では、具体的内容の中に生活支援コーディネーター及び協議体の設置が盛り込まれた。生活支援・介護予防サービスの充実として、単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性も増加することで、ボランティアやNPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が、生活支援・介護予防サービスの提供に携わる。一方、高齢者の介護予防が求められている中、社会参加や社会的役割を持つことが、生きがいや介護予防につながる。そこで、多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化を図ることが求められた。具体的には、生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成、発掘などの地域資源の開発や、そのネットワーク化などを行う生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置等について、介護保険法の地域支援事業に位置づけた。

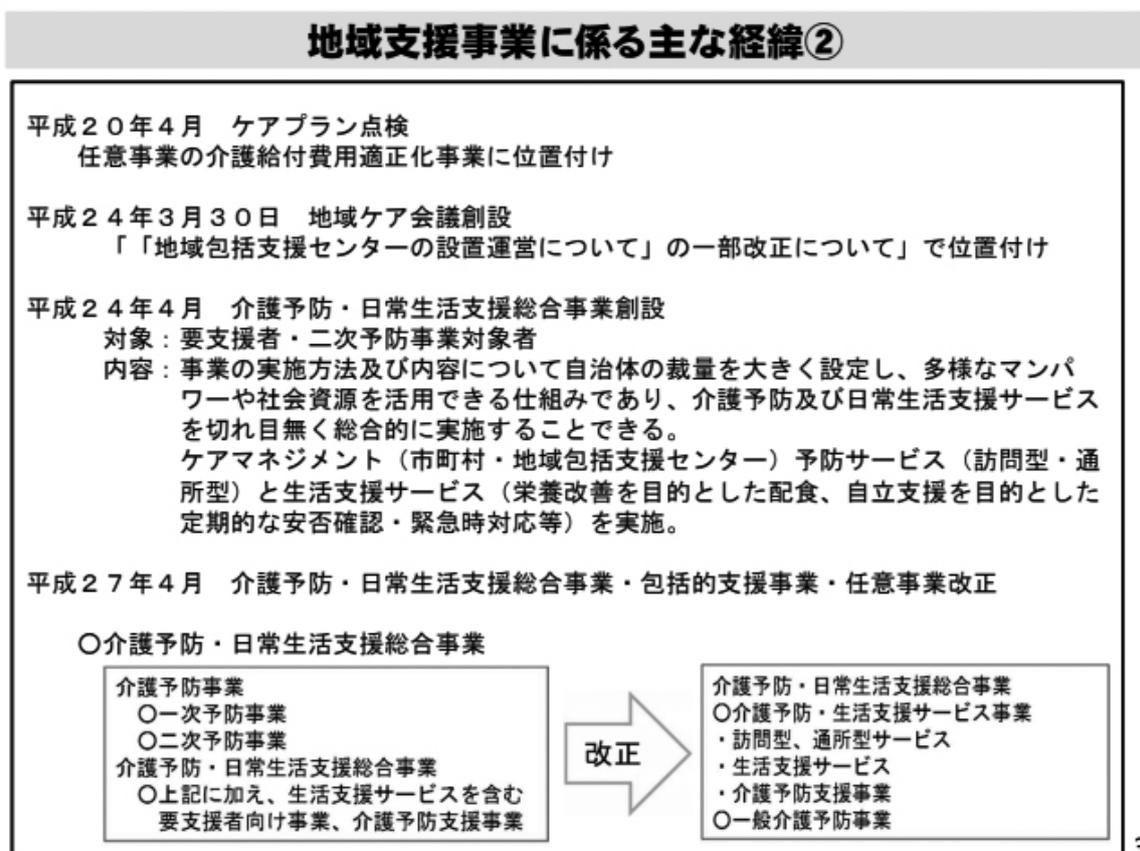
地域支援事業に係る主な経緯については、以下の図3から図5の通りである。

図3 地域支援事業に係る主な経緯①



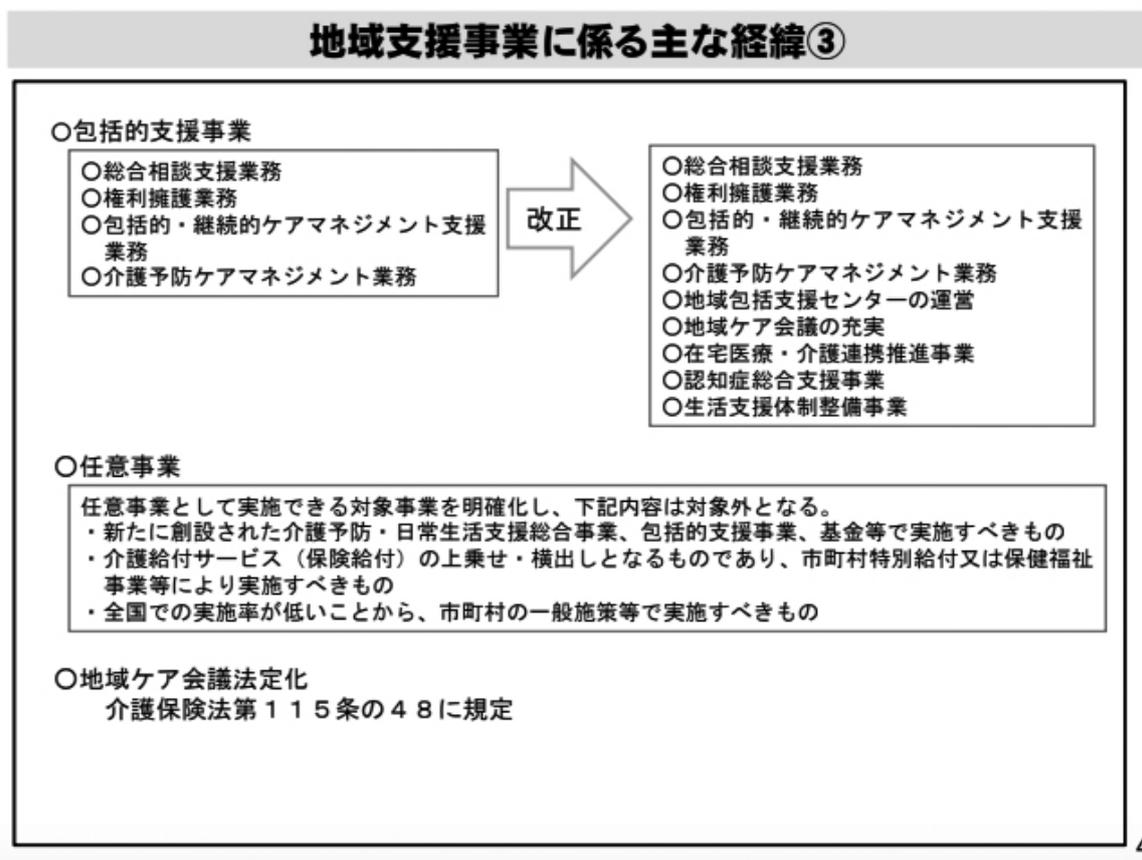
出典 厚生労働省「地域支援事業の推進」第58回社会保障審議会介護保険部会（2016年5月25日）参考資料、2頁

図 4 地域支援事業に係る主な経緯②



出典 厚生労働省「地域支援事業の推進」第58回社会保障審議会介護保険部会（2016年5月25日）参考資料、3頁

図 5 地域支援事業に係る主な経緯③



出典 厚生労働省「地域支援事業の推進」第58回社会保障審議会介護保険部会（2016年5月25日）参考資料、4頁

この生活支援サービスの充実については、国は次のような期待を込めた制度設計としている。それは、多様な主体による生活支援サービスの提供に高齢者の社会参加の要因を加えることで、健康な高齢者が生活支援の担い手として活躍することが期待されており、高齢者が社会的役割を持つことにより、生きがいや介護予防につながるということである。

(2) 住民主体のサービスの歴史

住民が主体となる福祉サービスは、上述の介護保険制度の改正により制度上の整備が進んだが、活動自体はさらにその前から存在している。住民が参加し、地域で必要なサービスを提供する取り組みは1980年代から広がりを見せた。全国社会福祉協議会では「住民参加型在宅福祉サービス」と位置づけ推進してきた。住民参加型の在宅福祉サービスの多くは訪問型サービスを原型とし、地域ニーズに対応する形で主に居場所やサロンづくり、食事・移動サービス等の活動を進めてきた³⁾。

全国社会福祉協議会内に設けられた「住民主体による民間有料（非営利）在宅福祉サービスのあり方に関する研究委員会（以下、住民主体サービス研究委員会）」は、住民参加型在宅福祉サービス組織の発生背景について、1987年に次のように報告している。

「ホワイトカラー層や組織労働者層を中心とするエンプロイヤー層の都市への集積と定着は従来の自営業層とは異なった地域意識や福祉意識を作り出し、それが地域組織の形成や行政への態度をかえて行く可能性をはらんでいる（中略）。このような事態をふまえて社会福祉のあり方と関わらせていけば、これまでの行政によるややもすれば一方向的なサービス提供や認可に基づく社会福祉法人などの民間によるサービス提供に加え、従来地域にインフォーマルに存在していた相互扶助の原則を都市社会の文脈で再編成した新しい住民参加型社会福祉供給組織というべきものが登場しつつあるとみることもできる。（中略）これらの組織は行政の下請けとか補完といった次元にとどまらず、問題解決の行動と要求運動をも含み、あわせて、開拓的、先駆的、実践的、そして批判的といったボランタリーな社会福祉活動の要件にあてはまるような活動が展開しはじめているのである」⁴⁾。

このように、住民参加型サービス地域住民がその地域の生活支援を必要とする人々へのサービスを提供する、行政主導によらない住民活動が原型であった。さらにその担い手の特性として住民主体サービス研究委員会は次のように位置付けている。

1. ボランティアではないがボランティア精神が求められる
2. 住民が担い手であり、受け手である
3. 利益の住民、地域への還元
4. コミュニティづくりを志向する活動
5. 公的サービスができないサービスを提供できる⁵⁾

特に注目すべきは、健康な時はサービスを提供し支援を受ける状態になったときはサービスの提供を受ける、住民相互の助け合いシステムを備えている、住民参加型のサービスや活動を通じて面としての福祉環境や住民の相互扶助関係を構築し、直接利用しない住民に対しても態度変容を促す項目であろう。これらは、担い手の育成や開発につながる特性といえる。

(3) 住民主体のサービスにおけるマンパワーの課題

このように、名前の通り住民参加型サービスでは住民が提供主体として位置づけられるが、先行研究を通して提供主体としての課題を探っていく。

上述の住民参加型福祉サービスの黎明期にまとめられた住民主体サービス研究委員会の報告書では、すでにマンパワーの問題についても指摘している。まず、担い手の確保の問題として、「家事援助や介護サービスの評価が社会的には低いこと、非営利活動そのものの誕生の日が浅いため存在を知られていない」⁶⁾ ことから、担い手のなり手不足が実態として発生しているのである。さらに住民主体サービス研究委員会は、確保だけの問題にとどまらず、担い手からの引退問題についても言及している。この問題については、女性が担い手の中心に

なる中で、担い手の夫の転勤による住居移転が大きいこと、利用者との人間関係でトラブルが起きたり、報酬の少なさ、活動の多忙さによって活動から退くケースが指摘されている⁷⁾。

石井祐理子は「地域福祉活動における担い手の課題」の中で、「高齢化率の高い中山間部では、日常生活全般にかかわる問題の予防や解決が困難な要因として、地域生活を支える人材不足を挙げている」と指摘している⁸⁾。さらに、人材不足を課題として挙げているだけではなく、活動の担い手を確保するための方策についても言及している。石井は、吹田市社会福祉協議会の地区福祉委員会を対象とした調査結果で最も多かった意見が「自治会、PTA 等関係団体への声かけ」、続いて「活動の広報」、「口コミ、呼びかけ」であるとした⁹⁾。この調査結果は地域住民からの意見である。これらの意見は、地域住民の中でもさらに狭い範囲で行われる身近な団体や関係者に対する働きかけである。活動を理解していると思われる範囲から担い手の確保をすることに注目され、新たな領域からの人材開拓や連携のなかった分野との関係づくりには積極的ではないことがうかがえる。

深川光耀は「子育て世代の特徴からみた地域活動への参加と担い手としての可能性—真野まちづくりの継承を目的としたアンケート調査結果からの考察—」の中で、神戸市真野での住民活動に対して次のように述べている。「1965年当初に活躍した地域リーダーたちを第1世代とすると、中期の第2世代が現在のまちづくりを担う層にあたる。第2世代は、2005年当時は主に60代であるが、2017年現在は、その多くが70代となっている。第1世代から第2世代へのバトンは同志会の結成により円滑に引き継がれたが、この第2世代以降の次代の担い手が出てきておらず、地域住民組織にとって焦眉の課題となっている。第2世代以降の担い手が見つからない結果として起こったのが、担い手の高齢化である。1995年頃の地域リーダーの中心は50代であったが、2010年頃には、70代と60代が中心となっている。実態としては、最盛期を担ったメンバーが高齢化・減少しつつも、今の活動を維持している状況である」¹⁰⁾。

妻鹿ふみ子は「住民参加型在宅福祉サービス再考—「労働」と「活動」の再編を手がかりに—」の中で、住民参加型在宅福祉サービス団体活動実態調査報告書結果を取り上げ、直面している活動の課題として、人材面での課題を挙げている。その例として、「今活動中の担い手が高齢になりつつあり、若い担い手がほしいが、現状の社会状況では難しいのか、募集していますが、応募はありません」や「ヘルパーも高齢化し、(中略)後継者が育たず、地域には本当に根強くケア等をおこなっておりましたが、残念ながら3月31日を持って事業を終了いたします」等の記述を取り上げている¹¹⁾。加えて、妻鹿は、人材確保の問題を労働と地域活動とを天秤にかけたとき、社会状況を考えると多くの人は収入がより多く得られる仕事を選ぶことが自然であると指摘している。低廉な報酬は納得した上で、活動から得られる満足感や充足感という別の報酬や、ボランティア精神という規範的価値観をもってモチベーションとして、活動を続けることが期待されるというメカニズムが機能しなくなったことが、人材確保が困難な理由であるとしている¹²⁾。

4 考察

現代社会を振り返ると、現代社会は多様な要因が複雑にからみあって生活課題が生じている。そのような中で発生する個別性の高い生活ニーズに対して、平均的かつ画一的公的福祉サービスでは限界がある。解決困難で複雑性の高いニーズを公的な福祉に頼るのではなく地域住民が主体的に関わり解決を目指す体制づくりを構築しようとするのが、今の住民参加型福祉サービスである。しかし、石井が「地域社会の実情は、地域住民の地域に対する関心や住民間の連帯感が希薄化し、地域住民の自治意識が支え合い意識が高いとは言い難い」¹³⁾と指摘しているように、地域福祉の意義が地域での実践とかけ離れた机上の理論になっている。さらに、深川の調査結果から「退職した高齢者が自動的に地域活動に関わるようになり、地域を支える中心的存在になるとは必ずしもいえない」ことも合わせると、担い手の人材不足はより切実な問題として考えなければならない。

住民主体サービス研究委員会は、担い手確保の方策として定年でリタイアし地域に戻ってきた高齢者だけではなく、高齢社会を支えなければならなくなる若年世代（学生なども）、住民参加型サービスを支えるマンパワーとして大いに期待されると提案している¹⁴⁾。妻鹿は、マンパワーを確保するためには、サービス提供を希望する側の経済的ニーズを満たす仕事と、社会貢献ニーズあるいは自己実現ニーズを満たす活動とに活動内容を再編することが重要であると提案し、具体的な再編の方策については、自由で自発的に生きがいとしてやっていける活動と、専門性が担保された人材が関わるべき仕事とに区分すると述べている¹⁵⁾。深川は、高齢者世代ではなく子育て世代に注目している。その理由として、地域活動への認知及び参加度も低い世代であるために、この世代の参加底上げをすることでまちづくりを牽引していく可能性を指摘している。この世代を取り込む要因分析として、参加阻害要因と参加促進要因の特定を行っている。参加阻害要因として「時間がないこと」、「何をしたいのかわからないこと」、「ともに地域活動に取り組む同世代仲間がない」としている。特に、時間がないことは上位の課題であるとしている¹⁶⁾。子育て世代は共働きが主流であるがゆえに、職場でも家庭でも大きな役割を担わなければならない、家庭と仕事以外の時間を確保することが難しい。その一方で、参加促進要因として「自分の子どもに関係ある活動であること」、「地域への深入りが伴わないこと」を挙げている。地域活動に全般的に消極的であるのに対して、子育て世代は自分の子どもに関係する活動であれば参加してもよいと考えている傾向にあることは注目に値する。同時に、子どもに関する活動はしても役員や運営側を担いたくないということで、地域活動に対してほどよい距離感を保つことが活動促進につながると指摘している¹⁷⁾。

妻鹿の提案の場合、仕事と区分されるべき専門性の高い福祉ニーズは行政につなぎ、生きがい等につながるニーズは地域住民のボランティア精神に頼ることになるが、地域住民の減少、高齢化という現代社会の特性を克服できるものではなく、結果的には緩やかに停滞を迎

えることには変わらない。深川の提案の場合、地域住民の一員である子育て世代を取り込む裾野を広げる効果はあると考えられるが、敢えて仕事と家庭の両立で多忙な世代に過度な期待をかけて、子育て世代が疲弊する危険性も存在する。

どちらの提案も、互助・善意に基づく活動への参加が実益と結びつくには課題があると思われる。主体的に参加につなげるには、妻鹿が指摘する経済活動との兼ね合いを検討する必要がある。あるいは、経済活動とは別の次元で活動参加を促す視点を提案する必要がある。ここでは後者の視点で提案をしていきたい。すなわち、地域での活動が実益につながる視点である。その鍵になるのは大学等の高等教育機関である。大学は地と知の拠点として住民の生涯学習や多種多様な主体の活動を支えると同時に、地域や社会の課題を共に解決し、その活性化や新たな価値の創造への積極的な貢献が求められている。このことはすでに2008（平成20）年の文部科学白書でも「近年、経済・社会が高度化・グローバル化する中、地域の発展を図る上で、「知の拠点」としての大学による地域貢献に大きな期待が寄せられています。2006（平成18）年12月の教育基本法の改正及びこれを踏まえた2007（平成19）年6月の学校教育法の改正においては、大学が果たすべき役割として、従来の学術研究、人材育成に加え、教育研究の成果を広く社会へ提供することが新たに位置付けられており、これらを通じて社会の発展へ寄与することがますます重要になってきています」¹⁸⁾と触れられている。

2016（平成28）年3月に内閣府系材社会研究所がまとめた「大学等の知と人材を活用した持続可能な地方の創生に関する研究会報告書」においても、地方における大学のもつ多面的役割が次のように述べられている¹⁹⁾。

- ・ 地方を担う人材を含め、多様な人材を育成する「『人材育成』の拠点」
- ・ 地方で不足している若者世代の学生が集い、地域と連携できる「『若者』の拠点」
- ・ 地域の内外からの様々な人々の接点としての「『交流』の拠点」
- ・ 専門家が集い、高等教育を支える研究と知的議論を行い、地域課題の解決にも助言できる「『知』の拠点」
- ・ 地域内で知られていない、国内外の幅広い情報を提供する「外の世界が見える窓（『情報』の拠点）」

これらから大学が期待される役割は、地方を支える人材育成と地域社会の主体的取り組みの支援の2つにまとめることができる。大学は教育プログラムとして地域とつながることが期待され、その教育プログラムを通して地域活動の側面的担い手になることが可能となる。これにより、報酬という実益を超えて地域活動への参加が進む。大学においては社会人基礎力、アカデミック・スキルズを育成する仕組みづくりとして課題解決型学習（Problem Based Learning = PBL）という形で今現在整備が進められている。このPBL型の授業形式が拡充することによって、必然的に若い世代が地域課題と直面し関心を深める、または地域課題を解決するための専門知識をもつ担い手になっていくことが期待されるのである。大学は地域に根付く高等教育機関であると同時に、地域に縛られず自由な動きを取ることを可能にする。

したがって、地域の活動に大学が関わっていくということは、地域外の存在として担い手になることでもある。住民主体サービス研究委員会が提起していたように、学生等の若い力を活動と適した形で取り込むことで、実践的役割を担うことができる。さらに担い手というマンパワーだけでなく、大学が保有する専門的知識・技術を提供する機会となり、実践と理論の結合によるより効果的な活動支援が期待できるのである。同時に、互助や善意に依拠したマンパワーの確保からも解放されることから、従来の地域福祉の理念にある「自助・互助・共助・公助」に「知助」という新しい概念が付加されることにもなるのではないだろうか。

5 おわりに

本論で見てきたように、地域の課題に対して高齢者世代や子育て世代といった地域内の住民、マンパワーだけでは限界にきていることを念頭において、かつ地域活動の担い手に沿う存在として、大学という存在に着目した。大学と地域貢献の関係性からすると、地域活動に大学が積極的に関与する流れが期待できる。しかしながら、地域の課題は当事者である地域住民が主体となって解決することが望ましく、あくまでも主人公は地域住民である。したがって期待される住民参加型サービスの組織としては、地域内で地域住民が主体的に解決すべき課題を検討・整理する中核的存在として、介護保険制度で設けられた協議体や生活支援コーディネーターが活用される。そして、実働人員を互助や善意による地域住民だけでなく、大学生を大学の地域貢献機能を用いて確保していく。このことで、地域住民側には精神的ゆとりをもって生きがいや自己実現を兼ね備えた活動が可能となり、大学では地域活動から社会のありようを学び、潜在的ニーズに対する問題解決能力を涵養する学修機会となりうる。

今後は、本研究の内容をさらに精査し深めていくと同時に、地域内の問題を解決するために地域住民が地域外のマンパワーとして大学の関わりにどのような反応を示すのか、また大学が地域課題にどこまで対応できるのかを検討していくことで、本研究の実効性を検証していく。

注

- 1) 住民参加型在宅福祉サービス団体全国連絡会編 (2016)「シリーズ住民主体の生活支援サービスマニュアル第4巻 訪問型サービス (住民参加型在宅福祉サービス)」全国社会福祉協議会、18頁
- 2) 同上 24頁
- 3) 同上 7頁
- 4) 住民主体による民間有料 (非営利) 在宅福祉サービスのあり方に関する研究委員会 (1987)「住民参加型在宅福祉サービスの展望と課題」『住民主体による民間有料 (非営利) 在宅福祉サービスのあり方に関する研究委員会報告書』全国社会福祉協議会、124頁

- 5) 同上 126 頁
- 6) 同上 128 頁
- 7) 同上 129 頁
- 8) 石井祐理子 (2010) 「地域福祉活動における担い手の課題」『京都光華女子大学研究紀要第 48 号』、147 頁
- 9) 同上 156 頁
- 10) 深川光耀 (2017) 「子育て世代の特徴からみた地域活動への参加と担い手としての可能性—真野まちづくりの継承を目的としたアンケート調査結果からの考察—」『立命館産業社会論集第 53 巻第 1 号』、174 頁
- 11) 妻鹿ふみ子 (2010) 「住民参加型在宅福祉サービス再考」『京都光華女子大学研究紀要第 48 巻』、122-123 頁
- 12) 同上 123-124 頁
- 13) 前掲 8、158 頁
- 14) 前掲 4、129 頁
- 15) 前掲 11、139 頁
- 16) 前掲 10、181 頁
- 17) 同上、181-182 頁
- 18) 文部科学省 (2008) 『文部科学白書 2008』日経印刷、34 頁
- 19) 内閣府経済社会研究所 (2016) 『大学等の知と人材を活用した持続可能な地方の創生に関する研究会報告書』内閣府、18 頁

参考文献

- 我孫子敦子、伏気崇人、佐藤寿一他 (2015) 「座談会・協議体と生活支援コーディネーターの重要性—地域支え合い体制づくりに向けて—」『介護保険情報第 12 号』
- 田中滋 (2016) 「社会保障制度の本質と機能—自助・互助・共助・公助と地域ケアシステム—」『生活福祉研究 91 号』
- 総務省 平成 28 年度報告書概要「地域運営組織の実態」
http://www.soumu.go.jp/main_content/000475608.pdf
- 厚生労働省「地域支援事業の推進」第 58 回社会保障審議会介護保険部会 (2016 年 5 月 25 日) 参考資料 (2017) 「連載地域を作る 10 群馬県藤岡市 第 2 層協議体から始まる生活支援体制整備事業」『介護保険情報第 34 号』
- 野口定久 (2018) 『ゼミナール地域福祉学 図解でわかる理論と実践』中央法規出版
- 熊谷文枝 (2018) 『「地域力」で立ち向かう人口減少社会 小さな自治体の地域再生策』ミネルヴァ書房